

告 示

埼玉県告示第百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

コッコロ吉川

埼玉県吉川市栄町千五百十九番地外十一筆

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社玉川工産 代表取締役 玉川大樹

千葉県茂原市早野千七十一番地一

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十九年一月二十一日